

## (2) 課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量
法第百四十四 条の五関係	輸 税 出 済	2	1,274
	小 計 (A)	65	43,218
		67	44,492
法第百四十四 条の六関係	化 学 工 業 石 油 製 品 製 造 業	0 0	0 0
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 四 関 係	船 航 路 標 識 船 等	1,453	11,321
	鉄 道 用 車 両 又 は 軌 道 用 車 両 等	7	376
	農 業 等	5	1,478
	林 業 等	9,974	10,603
	陶 磁 器 製 造 業	45	1,526
	建 設 用 粘 土 製 品 製 造 業	0	0
	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	0	0
	生コンクリート製造業	26	284
	鉄 鋼 製 造 業	7	74
	電 気 供 給 業	0	0
	地 熱 資 源 開 発 事 業	3	967
	鉱 物 の 掘 採 事 業	1	159
	と び ・ 土 工 事 業	56	7,801
	鉱 さい バ ラ ス 製 造 業	14	783
	港 湾 運 送 業	2	291
	倉 庫 運 送 業	8	1,178
	貨 物 運 送 取 扱 事 業	17	173
	航 空 運 送 一 ビ ス 業	3	48
	廃 棄 物 処 理 事 業	3	196
	木 材 加 工 場 製 造 業	13	421
木 材 市 場 製 造 業	48	1,293	
バ ー ク た い 肥 習 所 業	3	24	
自 動 車 道 教 習 所 業	6	460	
ゴ ル フ 場 業	0	0	
	8	224	
	3	16	
小 計 (B)	11,705	39,696	
ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係 (C)		1	23
外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係 (D)		-	-
合 計 ((A)+(B)+(C)+(D))		11,773	84,211

(注)

1 「林業等」には、素材生産業を含む。

2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成22年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の4関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成22年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル, 千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
-	-	-	0	-	20
17	8	11	7	10	213
17	8	11	7	10	233
7,741,085	26,768,624	28,789,620	7,532,830	9,058,802	1,472,853,228
1,590,894	13,279,294	11,733,865	1,751,896	1,616,784	754,437,128
6,150,192	13,489,330	17,055,755	5,780,934	7,442,018	718,416,100
50,399	41,593	68,959	10,223	152,369	899,384
6,200,591	13,530,923	17,124,715	5,791,156	7,594,387	719,315,484
199,039	434,343	549,703	185,896	243,780	23,090,026